

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年6月18日
事業者の氏名又は名称	愛媛近鉄タクシー株式会社(法人番号8500001000726)(代表者 木村雅裕)
事業者の所在地	愛媛県松山市宮西2丁目9-37
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市宮西2丁目9-37
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和3年3月23日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。